

平成 29 年度

川辺泉田まちづくり協議会

設立総会議案書

平成 29 年 5 月 30 日 (火) 午後 7 時

上田市城南公民館 1 階 大ホール

川辺泉田まちづくり協議会 設立総会次第

平成 29 年 5 月 30 日 (火) 午後 7 時  
城南公民館 1 階 大ホール

1 開会

2 あいさつ

3 来賓祝辞

上田市長	母袋 創一 様
上田市議会議員	林 和明 様
城南地域まちづくり会議副会長	北澤 隆士 様
社会福祉法人 上田市社会福祉協議会会長	丸山 正明 様
上田市警察署 川辺交番所長	平沼 毅 様

4 来賓紹介

5 経過報告

6 議長選出

7 議事

- (1) 第 1 号議案 川辺泉田まちづくり協議会の規約について
- (2) 第 2 号議案 川辺泉田まちづくり協議会の役員について
- (3) 第 3 号議案 平成 29 年度 川辺泉田まちづくり協議会事業計画について
- (4) 第 4 号議案 平成 29 年度 川辺泉田まちづくり協議会予算について

8 役員自己紹介

9 議長退任

10 閉会

## 第1号議案

### 川辺泉田まちづくり協議会規約

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、川辺泉田まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、川辺・泉田地域の住民等が自らの地域の将来を想像して、地域課題の解決を図るとともに、地域の特性を活用して住民が、生き生きと安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、上田市川辺・泉田地域の範囲とする。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域振興、地域課題に関する事業
- (2) 住民、各種団体等の交流または連携に関する事業
- (3) 地域要望に関する事業
- (4) 地域内の団体育成に関する事業
- (5) まちづくり計画の策定に関する事業
- (6) その他まちづくりに関する事業

(会員)

第5条 協議会は、川辺・泉田地域に居住する住民及び地域内を活動範囲とする各種団体等をもって会員とする。また、地域内の企業等でこの協議会の目的に賛同するものも会員となることができる。

#### 第2章 組織

(組織)

第6条 協議会は、総会及び役員会で構成する。

- 2 役員会は地区自治会連合会正副会長、地域協議会委員、各部会長及び会長が認める者で構成する。
- 3 協議会に課題別の部会を置く。
- 4 協議会に事務局を置く。
- 5 協議会に監査を置く。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、上田市川辺・泉田地区防災センター内に置く。

- 2 事務局に職員を置く。
- 3 事務局職員の任務及び給与等は、別に定める。

## 第3章

(総会)

第8条 総会は、協議会の最高議決機関であって、代議員をもって構成して毎年1回の定期総会を開催するほか、会長が必要と認める場合または代議員の3分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催する。

(総会の審議事項)

第9条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の招集)

第10条 総会は、会員から選出された代議員をもって構成する。

2 会長は、第8条の規定による請求があった場合は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の構成)

第11条 総会は、会員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の選出については、別に定める。

(総会の定足数)

第12条 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第14条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長のけつするところによる。

(総会の公開)

第15条 定期総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 会員は、総会を傍聴することができる。

## 第4章 役員

(役員の種類)

第16条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 役員 8名以内
- (6) 監事 2名

(7) 部長会 5名

(役員を選出)

第17条 会長、副会長、事務局長、会計、監事及び部会長は、総会において選出する。ただし、任期の途中で書けた場合は、役員会で選出する。

(役員職務)

第18条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会長に事故ある時は、予め定められた順序に従いその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、事務局を掌理する。
- (4) 会計は、協議会の会計を掌理する。
- (5) 役員は、協議会を掌理する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び業務の執行を監査する。
- (7) 部会長は、部会の活動を掌理する。

(役員任期)

第19条 協議会の役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により承認された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 役員会

(役員会招集)

第20条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会審議事項)

第21条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要かつ緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会議決)

第22条 役員会の議事は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第6章 会計及び監査

(経費)

第23条 協議会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整理)

第25条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするために、会計に関する帳簿を整理する。

2 会員による帳簿の閲覧請求があった場合は、正当な理由がない限りこの閲覧を認めなければならない。

(監査)

第 26 条 監事は、監事を実施してその結果を役員会及び総会に報告する。

(役員報酬)

第 27 条 協議会の役員報酬は、別に定める。

## 第 7 章 その他

(委任)

第 28 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 協議会の設立時の役員は、第 19 条の規定に関わらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。